

新旧対照表

別紙 13

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財閥第 889 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 67 条の 2 第 3 項ただし書</u>及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）<u>第 59 条の 6 第 1 項第 1 号</u>の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。</p>	<p>海上貨物の通關手續の一層の迅速化を図るため、關稅法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 67 条の 2 第 2 項ただし書</u>及び關稅法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）<u>第 59 条の 4 第 1 項第 3 号</u>の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「輸出入・港灣關連情報處理システムを使用して行う稅關關連業務の取扱いについて」（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴關職員及び關係者に周知されたい。</p>
記	記
<p>1. 対象貨物</p> <p>令<u>第 59 条の 6 第 1 項第 1 号</u>の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の(1)又は(2)に掲げる貨物とする。</p> <p>(1) コンテナ詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の<u>税 関官署等</u>に輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）とされ、その審査が終了しているもの</p>	<p>1. 対象貨物</p> <p>令<u>第 59 条の 4 第 1 項第 3 号</u>の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の(1)又は(2)に掲げる貨物とする。</p> <p>(1) コンテナ詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の<u>税 關官署</u>に輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）とされ、その審査が終了しているもの</p>

新旧対照表

別紙 13

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財閥第 889 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(2) (省略) 2. 及び3. (省略)	(2) (同左) 2. 及び3. (同左)